

公立図書館における児童の「保護」について

前 田 稔

Analysis of Child Protection in Public Libraries

Minoru MAEDA

抄 録

性的内容を含む図書について、一般社会においては、成年者と未成年者では法制度上異なる取り扱いがなされており、成年者が優先されている。しかし、図書館の運用では、そもそも収集対象とならない場合が多く、児童を保護する要請が顕在化することは少ない。一方、インターネットの場合は収集意図と無関係にあらゆる情報が図書館内に流入してくる。このため、児童の保護への意識が喚起されているものの、決定的な解はみつかっていない。

キーワード：公立図書館、わいせつ、有害図書、児童の保護、収集方針、インターネット

1 児童の健全な育成と図書館

児童の健全な育成のために図書館は重大な役割を担ってきた。公立図書館の発達と青少年の読書は密接に関連している。良質の図書を子どもに読ませたいという親の希望が原動力となり、1970年代から1980年代までの間に、公立図書館の館数と総貸出冊数が急激に伸展した。各公立図書館は児童書コーナーを重視し、児童書専門の図書館も作られている。

近年は、急激な少子化で、子どもの利用者が減少しているとはいえ、図書以外の視聴覚メディアの発達にともない、子どもの読書離れが社会問題化しており、図書館は社会的な期待を集めている。すなわち、低下しつつある国語力を高めるためには、読書活動が有効であるとされ、子どもが本を読まない国に未来はないという危機意識のもと、1998年以降は国家規模での取り組みとして、「子ども読書年」の決議、国立国際子ども図書館の建設、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定がなされてきた。そして、このように青少年の読書は、教育的な要求と密接であるために、年齢にふさわしい書籍を子どもが手にすることを、親や社会は望んでいる。

一方、公立図書館の主たる利用者は成人であり、必ずしも子ども向けの本ばかりが選択され配架されているわけではない。図書選択には二つの考え方がある。そのひとつである価値論とは、図書自体の価値を基準とし、価値の高い図書を選択して行こうとする考え方であり、他方の要求論とは、利用者の要求を基準として要求の高い図書を選択して行こうとする考え方である。要求論に立脚した図書館が、利用者の高い満足を得たという経験から、現在では日本では要求論が主流の考え方となっている。そして、図書の選択について要求論に立脚するならば、成人の要求に基づいた図書選択の結果、青少年にふさわしくない図書が選択されることが想定

されよう。その結果、性的内容を含む場合は大人の要求と子どもの保護が衝突する場面が想定でき、両者の調整が必要になる。

2 法制度上の分類

児童の健全な育成をめぐる成年者と対立する場面は、図書館内に限られたものではない。そこで、図書にかかわる日本社会の法制度について概観してみたい。

日本の法制度では、(a)わいせつ図書、(b)有害図書、(c)わいせつでも有害でもない図書、の3つに分けることができる。(a)わいせつ図書については、流通を法律で禁じられており¹⁾、成人であったとしても、あらゆる場面で入手することはできない。(b)有害図書とは18歳未満の青少年の健全な育成を阻害する図書であり、地方自治体の実情に応じて条例により定められる²⁾。流通禁止対象は青少年に限られ、成年者の入手は禁じられていない。有害図書には青少年にとってわいせつな図書のほか、暴力的表現の図書も含まれる。有害図書認定の際には、自治体に認定申請のあった図書に限り、厳格な手続きが要求されるため、実際には極めて限定された図書のみが有害図書と指定される。(c)については、成年者はもちろんのこと、青少年であったとしても、入手を強制的に禁ずることはできない。

このように、法制度上は(a)わいせつ図書以外は、未成年者の保護を妨げない範囲で成年者が優先されている。ただし実際上は、(b)有害図書の範囲が狭いため、未成年者にふさわしくないと社会的に認識されている図書の多くが、(c)に属する。したがって、以下では便宜的に(c-1)未成年者にふさわしくない下品な図書と、(c-2)未成年者にふさわしい図書とに分けてみる。

3 裁判所の見解

法制度上、青少年の保護がどのように位置づけられているかについては、裁判所の見解が参考になる。(b)有害図書の指定に関して最高裁判所第三小法廷は岐阜県青少年保護条例事件³⁾において、次のように述べている。「本条例の定めるような有害図書が一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長につながるものであつて、青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識になつているといつてよい」。

また同裁判において伊藤裁判官は次のように補足している。「青少年はその人格の形成期であるだけに偏りのない知識や情報に広く接することによつて精神的成長をとげることができるから」「そのために青少年を保護する親権者その他の者の配慮のみでなく、青少年向けの図書利用施設の整備などのような政策的考慮が望まれるのであるが、他方において、」「提供される知識や情報を自ら選別してそのうちから自らの人格形成に資するものを取得していく能力が前提とされている。青少年は、一般的にみて、精神的に未熟であつて、右の選別能力を十全には有しておらず、その受ける知識や情報の影響をうけることが大きいとみられるから、」「青少年の精神的未熟さに由来する害悪から保護される必要があるといわねばならない。もとよりこの保護を行うのは、第一次的には親権者その他青少年の保護に当たる者の任務であるが、それが十分に機能しない場合も少なくないから、公的な立場からその保護のために関与が行わ

れることも認めねばならないと思われる」。

以上のように、裁判所は、青少年が知識や情報に広く接する施設として図書館の整備を期待するとともに、精神的な未熟さ故に青少年を害悪から保護する必要性を強調している。

4 図書館との関係

判決では、親や学校の保護責任を一次的に認めつつ、二次的に公的機関の関与を認めている。図書館もこの二次的な責任を負うと考えられ、さらに、(a)から(c)までの分類できたように、大人と子どもでは法制度上の取り扱いが異なる以上、各類型にあてはめて現状を紹介する。

(a)のわいせつ図書は日本国内での流通が法律で禁止されており、図書館に存在することは想定できない。したがって、青少年の保護を考慮する必要はない。

(b)については多くの条例にて未成年者への閲覧および貸し出しが禁じられている一方、成人は入手することができる。要求論を徹底するならば、成人からの要求があれば、図書館は貸し出さなければならない。しかし、要求論を厳格に徹底している図書館は僅かであり、実際には生涯学習施設や文化施設としての設置目的に照らして、有害図書は合議制のうえで選択しないことが多いため、事実上は成人も図書館で閲覧できない。また、要求論の立場からしても、有害図書が利用者から要求されることは僅かであり、結果として有害図書は選択されにくい。図書館同士の相互貸借も貸し出し元が存在しないため想定しにくい。ただし、図書出版から有害認定までには認定手続き上必要な期間があるため、図書館が購入後に有害図書指定を受ける場合があり、その際には成年者か否かの年齢確認が図書館に要求される。

(c)はわいせつでも有害でもないため、図書の選択により、未成年者が閲覧可能な状態におかれる。とはいえ、(c-1) 下品な図書については事実上、図書館が選択しない傾向にあり、状況は(b)有害図書の場合と変わらない。すなわち、下品な図書を明文化された資料収集方針にて除外する図書館はごく少数であり、ほとんどの図書館は暗黙の了解のうちに収集から除外している。これは、もっぱら性的欲求を満たすことを目的とする下品な図書は、判断資料としての価値が乏しく、学習資料としての価値や、文化的価値が低いと社会通念上了解されているからであろう。下品さを口実に有用な資料が排除されない限り、図書館からの下品な資料の除外が問題となることは少ない。このため、図書館に存在するのは(c-2)の図書がほとんどを占める。

結局、青少年にふさわしくない図書を子どもが閲覧できる可能性は少なく、青少年の保護と大人の要求が衝突する場面はそれほど見受けられない。もちろん、(c-1)と(c-2)の境界は不明確である。とくに、週刊誌や写真雑誌といった、利用者の意識次第で下品と受け止めることが可能な図書もある。しかし、多くの図書館では大人向けのコーナー、ヤングアダルトコーナー、児童向けコーナーに書架が分かれており、あえて青少年が立ち入らない限り、問題となることはない。図書館職員が、教育的観点から青少年に貸し出すことにためらいを感じる場面も考えられるものの、図書館は貸し出すほかないと思われる。教育方針は家庭や場面によって千差万別であり、的確な判断が困難である以上、教育的な指導は第一次的な責任を負う親や学校に任せるほかないからである。

5 インターネットと青少年の保護

以上は、図書を対象とした議論である。しかし、近年のインターネットの登場は以上の状況を大きく変えるものであった。図書の場合は、図書館があえて購入しない限り、青少年にふさわしくない図書が編入されることはない。これに対して、インターネット閲覧端末をいったん利用者に提供するならば、青少年にふさわしくない情報のみならず、海外からは(a)わいせつ情報までも流入してくる。

したがって、多くの図書館では利用規則を定め、インターネット閲覧の際に図書館にふさわしくない情報の閲覧を禁じている。また、有人カウンターの近くにパソコンをおくことにより心理的な圧迫を与えることも多い。さらには、広大なインターネットにおいて、ひとりひとりの職員がブロックすることは不可能であるため、フィルターソフトと呼ばれる妨害ソフトを導入し、下品な情報を事前に妨げられるようにしている。

しかし、以上の措置は必ずしも、図書館にとって好ましいものでもない。なぜなら、限られた予算の中で可能な限り情報を提供しようとしてきた図書館にとって、費用を支出してまで情報を制限する行為は矛盾をとまなうからである。また、フィルターソフト技術は発展途中の技術であり、妨げるべき情報を妨げられず、妨げるべき情報を妨げないことが多い。このため、成年利用者の要求を満たしきれない。さらに、フィルターソフトのしくみは開発会社の企業秘密であり、図書館職員の専門性が発揮されない。とはいえ、インターネット上の有害情報から青少年を保護する決定的な手段が存在しない以上、フィルターソフトの使用はやむを得ないものとする図書館が多い。インターネット端末の運用については今後の議論の進展が注目される。

6 ま と め

性的内容を含む図書について、一般社会においては、成年者と未成年者では法制度上異なる取り扱いがなされており、成年者が優先されている。しかし、図書館の運用では、そもそも収集対象とならない場合が多く、児童を保護する要請が顕在化することは少ない。一方、インターネットの場合は収集意図と無関係にあらゆる情報が図書館内に流入してくる。このため従来のような曖昧で暗黙的な排除では通用せず、排除対象の明確化が課題となる。

注

- 1) 刑法第175条「わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする」。
- 2) 例えば、岐阜県青少年保護条例は次のように定める。第6条の2第1項「何人も、前条第1項の規定により指定を受けた有害図書類等及び同条第2項の規定により指定を受けた内容を有する有害図書類等（以下「有害指定図書類等」と総称する。）を、青少年に見せ、聞かせ、読ませ、又は使用させてはならない」。全文は <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11122/seisyo/jourei/zenbun.htm> に掲載されている（2004年10月25日現在）。
- 3) 最三小判平成元年9月19日刑集43巻8号785頁。